

◆「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第5回）」 議事録

開催日時：平成24年5月10日（木）15：00～15：35

出席者：

国 植田河川部長、森川河川調査官、
藤本河川計画課長、奥田大分河川国道事務所長
大分県 畔津土木建築部長
流域市町村 （大分市）仲摩企画部長、（竹田市）阿南建設課長、
（豊後大野市）衛藤建設課長、（由布市）麻生建設課長
オブザーバー 上原大分市水道局管理部次長

司会)

それでは定刻となりましたので、只今より「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第5回）」を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただきます、九州地方整備局河川部の森川でございます。よろしくお願ひ致します。

ご参加の皆様方並びに報道関係の皆様方、傍聴の皆様方におかれましては円滑な運営にご協力いただきますよう、お願ひ致します。

開会にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料のクリップをはずしていただきますと、会議次第、一枚ものでございます。配席表、一枚ものでございます。このほかの資料につきましては右肩に番号を振ってございます。「資料－1」と致しまして、本日の「出席者名簿」。「資料－2」と致しまして、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約。「資料－3」と致しまして、「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方。「資料－4」と致しまして、「関係住民からの意見を聴く場に寄せられたご意見に対する検討主体の考え方」。資料が厚いため、クリップ止めの資料とは別にしておりますけれども、「資料－5」と致しまして、「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」。「参考資料－1」と致しまして、第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議配布資料より「個別ダム検証の進め方」。「参考資料－2」と致しまして、「学識経験を有する者等及び関係住民からの意見を聴く場の概要」。「参考資料－3」と致しまして、「環境調査の概要」。「参考資料－4」と致しまして、大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案のうち「報告書（素案）」からの変更ページ。「参考資料－5」と致しまして、「関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取の依頼」。以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日のご出席者の方々につきましては、本来お一人おひとり人ご紹介すべきところではございますけれども、資料－1の方でご出席者の方々のお名前を記載していただきますので、ご紹介に代えさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、九州地方整備局植田河川部長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひします。

河川部長)

本日は、お忙しい中、この第5回目の検討の場にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、今年の2月に第4回の検討の場を行いまして、大分県知事様を始め、関係の市長様に出席を賜りまして、治水、そして利水、また流水の正常な機能の維持の各対策案ごとに評価軸に従いまして評価を実施をし、大分川ダム of 総合的な評価を行ったというところでございます。

その後、この検証の結果を踏まえまして、「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」というものを作成をいたしまして、学識経験を有する方々、さらには関係住民の方々のご意見を伺ってまいりましたので、本日はその結果等についてご報告をさせて頂きまして、検討内容の認識を深めていきたいというふうに思っております。

是非、忌憚のない御意見を頂きますことをお願いを申し上げまして冒頭のご挨拶ということにさせて頂きます。本日はどうぞ宜しくお願いを致します。

司会)

ありがとうございました。それでは、3. の議事に入りたいと思います。

それぞれの説明の後に、ご質問やご意見をいただく時間を取ってございますのでよろしくお願い致します。

それでは本日の検討内容につきまして九州地方整備局藤本河川計画課長より、説明を申し上げます。

河川計画課長)

河川計画課長をしております藤本と申します。よろしくお願ひ致します。それでは座って説明させて頂きます。今回の「検討の場」で検討する内容について説明させて頂きます。右肩に「参考資料-1」と書かれました資料をご覧下さい。

こちらには「個別ダムの検証の進め方」について記載されております。前回までの「検討の場」におきましては、黄色の枠で囲ませていただいておりますが、検証対象ダムの総合的な評価までの部分の検討を進めて参ったところでございます。その後、前回の「検討の場」でもご説明の方させて頂きましたが、これまでの検証に係る検討を踏まえた「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成しまして、その内容につきまして、青線で記載させて頂いておりますが、「学識経験を有する者」及び「関係住民」への意見聴取を行いましたので、本日はその結果をまず報告させて頂きます。

また、「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」につきましては、「学識経験を有する者」と「関係住民」の意見聴取の結果を踏まえまして、「検討報告書(原案)」を作成しております。赤線で記載の方させて頂いておりますが、今後速やかに、この「報告書(原案)」を持ちまして「関係地方公共団体の長」及び「関係利水者」への意見聴取を行う予定としておりますので、その内容につきましても併せてご説明させて頂きます。

以上で説明を終わります。

司会)

ありがとうございました。では、議事に入ります。1)と致しまして、「学識経験を有する者等、関係住民への意見聴取の結果」につきまして、大分河川国道事務所の奥田所長より説明をお願い致します。

大分河川国道事務所長)

大分河川国道事務所長の奥田です。座って説明いたします。

「参考資料－2」をご覧くださいませでしょうか。

まず、1ページ目からです。学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取は、「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成した段階で実施しています。

まず、学識経験を有する者等からの意見聴取の概要です。

意見聴取の場を設ける前に、治水、利水、流水の正常な機能の維持に対する各対策案について理解を深めていただくことを目的にして、3月9日に現地視察を実施し、3月26日に意見聴取を実施しました。

意見聴取の当日は、学識者等8名のうち、2名の方が欠席されましたので個別に意見を伺っています。

次に2ページをご覧ください。

関係住民からの意見聴取は、大分県内に在住の方を対象に3月30日から4月1日までの3日間において野津原市民センター、挟間健康文化センター、大分市ここ、コンパルホールの3会場で実施しました。

意見聴取は公聴会方式で行い、合計8名の方からご意見をいただきました。全員が大分市在住の60歳以上の男性でした。

次に「学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方」について、「資料－3」で説明致します。

8名の委員からいただいたご意見については、1ページから5ページの左の欄に整理し、右の欄に九州地方整備局としての考え方を示しています。

委員からは、総合的な評価において最も有利な案は大分川ダム案との考えに対しては、「妥当である」というご意見をいただき、大分川ダム建設事業を継続することに否定的な意見はありませんでした。その上で、大分川ダム建設事業を進める際には、自然環境の保全やコスト縮減、安全性の確保を図るようご意見を頂きました。

少し詳しく説明して参ります。1ページをご覧ください。

川野田實夫委員からは、「大分川ダムができた場合の富栄養化の問題について検討結果を示すべき」との主旨のご意見を頂いています。

2ページ目に記載していますが、佐藤眞一委員からは、「工事を行う際には自然環境調査結果を活用して進めることが重要」、「大分川ダムの現場において工事用道路の法面浸食などが見受けられ、早めに対応して頂きたい」といった主旨のご意見を頂いています。

佐藤誠治委員からは、「色々な代替案を検討されており大分川ダムを造る方向が望ましい」といったご意見とともに、「地域の環境や安全性を守っていくためには、一つの案に全てを任せてしまうのは危険であり、2つ目の予備手段を用意しておくべきで、ダム建設と並行して、都市計画、まちづくり、水田の保全等を含めた多様な方策をとっていきけるよ

うにリードして頂きたい」という意見。また、「大分市において河川内の緑の役割は非常に大きく、河川空間の利用や生物多様性を確保する意味で非常に重要」といったご意見を頂いています。

3ページをご覧ください。島田晋委員からは、「七瀬川の水環境や自然環境を守るような観点からの記述をしてほしい」また「良好な水環境が守られるよう、今後もモニタリングを続けていくことが重要」といった主旨のご意見。

豊田寛三委員からは、「各部門毎に多くの代替案などと比較検討されており、さらに目的別の総合評価という行き届いた形で評価が行われており、結論は賛成である」、「地すべり等の安全性等について危惧する点があるなら十分調査すべき」といった主旨のご意見を頂いています。

次に4ページです。中野昭委員からは検証手順を評価するご意見の他、「大分川ダムは水不足の強力な切り札になると受け止めている」、「費用対効果分析について新規利水の便益も考慮してほしい」といった主旨のご意見。

東野誠委員からは、「検証手順に従って検討された結論については、妥当性から十分理解できる」といった意見の他、「近年の地球温暖化による降雨強度の増大についても考慮すべきであり、ダム完成後も継続的な検討が必要」、「大分川ダム建設工事中や工事終了後の継続的な環境モニタリングを実施する必要がある」といった主旨のご意見を頂きました。

5ページをお願いします。松尾和行委員からは、「昔の人の知恵が入った治水対策を検討することは重要」、「事業実施にあたっては可能な限りコスト削減を要望する」、「大分川ダムの地震に対する安全性の確保に十分配慮すべき」といった主旨のご意見を頂きました。

これらのご意見に対しての九州地方整備局の考え方についてはそれぞれ記載しているところですが、主なものを紹介します。

一つは「自然環境の保全に関するご意見」が多くありました。

1ページの川野委員からは、「大分川ダム建設による富栄養化の問題について検討結果を示してほしい」との意見がありましたが、これに対しましては、「ダム完成後のダム下流への影響について、シミュレーションによると、水温については温水の放流が生じる時期があると予測されるため、環境保全措置として、選択取水設備を設置する必要がある。なお、水の濁り、富栄養化、溶存酸素等については、ダム建設前後の変化は小さいと予測される」と、報告書の評価軸のところ記述している旨を記載しています。

また、川野委員の「検討結果をきちんと示してほしい」との意見の他、3ページの島田委員からも「自然環境を保全する観点からの記述をしてほしい」とのご指摘を踏まえ、これまで行ってきた環境調査の結果について【大分川ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」】としてとりまとめ、「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書」とともにインターネット等により公表することとし、その旨を記載しています。

この「環境調査の概要」については、本日お配りしております「参考資料-3」に相当します。

また、その他の自然環境の保全やモニタリング等のご意見に対しましては、「自然環境の調査結果を活用しながら良好な河川環境が保全されるようつとめていく」、「今後の施

設整備などにおいて適切に対応するとともにモニタリングを行っていく」旨を記載しています。

二つ目としまして、安全性に関するご意見です。地すべり、地震に対する安全性の確保等のご意見がありました。

大分川ダム建設による湛水に伴う地すべり対策については、これまで、地質や地すべり専門家等の助言を得ながら、対策の必要性等について検討しており、大分川ダム案が採用された場合には、対策工を実施するとともに、最終的には試験湛水を行い、安全性を確認する旨を記載しています。

また、大分川ダムの耐震性の確保については、「当該ダムの種類及び地域ごとに定められた設計震度を用いて設計を行った上で、ダム地点において、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対して照査を行い追加対策を検討する」といった一般的な考え方で、設計を行ってきており、ダム堤体については基準を満足することを確認している旨を記載しています。

三つ目として、「近年の地球温暖化による降雨強度の増大についても考慮すべき」との意見が4ページの東野委員からありました。

報告書では、評価軸、「柔軟性」の「地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に伴う柔軟性はどうか」という評価の考え方にに基づき検討を行っており、洪水調節については、現在の自然調節方式を、例えば、ゲートを設置し、ゲート操作に伴う洪水調節方式に操作ルールを見直すことで将来の不確実性に対応していくことは技術的に可能である旨記載しています。

なお、このことについて同じ主旨で、報告書の評価軸、「柔軟性」に「操作ルール見直しについては、技術的に可能である」と記載していましたが、正確さを期すために「放流口の改造等による操作ルール見直しについては、技術的に可能である」と修正しています。

四つ目として、コスト等に関するご意見がありました。

利水の便益を考慮すべきのご意見、コスト縮減を行うべきのご意見がありましたが、利水の費用対効果分析については、利水参画者が別途実施している旨の記載、コスト縮減については、検証の結論に沿って、いずれの対策を実施する場合においても、最大限の努力をしていきたいと考えている旨の記載をしています。

以上で、「学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方」についての説明を終わります。

続きまして「資料-4」をご覧ください。

まず1ページです。

「学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方」と同様に、左側に「関係住民から寄せられたご意見を踏まえた論点」を記載しており、右側に「検討主体の考え方」を記載しています。

できるだけわかりやすくご説明するという観点から、8名の方から寄せられた意見について、論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しています。

順にご説明します。

まず1ページは、4. 1章「検証対象ダム事業等の点検」に対する意見です。

大分川ダム工期を心配するご意見、東日本大震災等を踏まえ安全なダムを造っていただきたいという意見のほか、大震災でのダムの安全性を懸念する声もありました。

工期について、予断を持たずに検証を進める観点から、工期短縮などの期待的要素を含めずに算定したものであり、実際の施工にあたっては早期効果発現に向けて最大限の努力をする旨を記載しています。

また、大分川ダムの耐震性については、学識者等の意見に対する考え方と同様に、耐震性を確保することを確認して設計を進めており、ダム堤体については基準を満足することを確認していること、さらに、今年の3月31日には、内閣府設置の検討会で「南海トラフの巨大地震による地震分布・津波高についての（第一次報告）」が公表されており、これらの新たな知見に対しては、大分川ダム（案）が採用された場合は、最新の知見等を踏まえ、大分川ダムの耐震性について検討を行う旨を記載しています。

次に2ページですが、4.2章「洪水調節の観点からの検討」に関する意見です。

治水効果に期待する意見の他、超過洪水を心配するご意見もありました。

また、大分川ダム事業により地域振興に期待する声の一方で、観光客が集まるとも考えられないという否定的な意見もありました。

超過洪水に対する意見に対しては、評価軸「安全度」において「目標を上回る洪水等が発生した場合どのような状態になるか」という評価の考え方に基づき検討を行っている旨、あるいは地域振興についても、評価軸「地域社会への影響」において「地域振興に対してどのような効果があるか」との評価の考え方により検討を行い、「地元住民で組織する、ダム対策委員会等で、『ダム湖を中心とした地元の生活再建と地域振興』の実現に向け取り組みを実施しており、ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方で、フォローアップが必要である。」また、「付替道路等の機能補償とあわせて行われるインフラの機能向上を活用した地域振興の可能性がある一方で、フォローアップが必要である。」と報告書に記載している旨を記述しています。

3～4ページの上段は、4.6章「検証対象ダムの総合的な評価」に関する意見です。大分川ダム案が最も有利とする総合評価案が示されたことは妥当な評価である。大分川ダムの早期完成を望む。早く本体工事に着手してほしいといった意見が多かった一方、ダムを造らない方が野津原の平和が維持されるのではないかといったご意見もありました。

これらの意見に対しては、予断を持たずに検討を行っている旨、また、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめる旨を記載しています。

4ページ下段には、ダムをつくるのであれば水道水はダムから直接引くなどの考えもあってよいのではという水道計画に関するご意見や、今さら反対ではないが、もうダムを造らなくてもよいという声なき声もあることを伝えてほしいといったご意見もありました。

水道計画に対するご意見に対しては、大分市の水道計画の概要を記載し、また声なき声を伝えてほしいというご意見に対しては、寄せられたご意見については、報告書にとりまとめ広く公表する旨、それぞれ、検討主体の考え方を記載しているところです。

以上で「関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見に対する検討主体の考え方」についての説明を終わります。

司会)

ありがとうございました。

これまでの検証に係る検討を踏まえて作成致しました、「検討報告書（素案）」に対しまして「学識経験を有する者」と並びに「関係住民」の方々から頂きましたご意見につきまして、その意見に対する検討主体の考え方について紹介をして頂きました。

それでは、構成員の方々に、このご質問あるいはご意見等ございましたら、お願い致します。如何でしょうか。

特にございませんでしょうか。

後ほど、改めましてまたご質問やご意見の時間をとらせて頂きますので、何かございましたら、そのときに改めてお願い致します。

それでは、続きまして次の議事2)で「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について引き続き奥田所長より説明をお願い致します。

大分河川国道事務所長)

「参考資料－4」をご覧ください。

「検討報告書（素案）」について「学識経験を有する者等」及び「関係住民」へ意見聴取を行った結果を踏まえ、「検討報告書（素案）」から「検討報告書（原案）案」に修正したページを抜粋し、赤字で示しています。

表紙から7ページまでですが、「学識経験を有する者等」及び「関係住民」へ意見聴取を行ったことや、今回の第5回「検討の場」を行うことに伴う検討経緯等の修正、それから、8ページは先ほど説明しました「学識経験を有する者等」の意見を踏まえた修正内容。

それ以降の9ページ以降は「学識経験を有する者等」及び「関係住民」へ意見聴取の内容を追加したことに伴って記述している旨、赤字でちょっと見にくいとは思いますが、新規で追加したものについてまとめております。

一番最後のページですけれども、現時点での検討主体としての対応方針案について、対応方針（原案）を新たに記述しておりますので、そのページをつけております。

次に「資料－5」をご覧ください。これは「参考資料－4」でお示した修正箇所を反映した「検証報告書（原案）案」となります。こちらの内容は、さきほどのものを反映したものですので、説明は省略させていただきます。以上です。

司会)

ありがとうございました。

ただ今、ご説明のございました資料－5でございますが、「検討報告書（原案）案」につきまして、「関係地方公共団体の長」並びに「関係利水者」の意見を聴くということになりますので、これにつきまして九州地方整備局藤本課長より、説明を申し上げます。

河川計画課長)

それでは説明させていただきます。

再び「参考資料－1」をご覧頂ければと思います。

冒頭の説明でも触れさせていただきましたが、ダム検証の実施要領細目に基づきまして、「対

応方針（原案）」を記載いたしました「検討報告書（原案）案」につきまして河川法第 16 条の 2 等に準じまして赤線で示しております「関係地方公共団体の長」及び「関係利水者」への意見聴取を行うこととなります。

その意見聴取につきまして、「参考資料－ 5」をご覧くださいと思います。

1 枚目につきましては、関係地方公共団体の長と致しまして、「大分県知事」様宛、2 枚目としましては、関係利水者と致しまして、「大分市長」様宛の意見聴取についての依頼文書の写しをつけさせて頂いております。「検討報告書（原案）案」につきましてのご意見の回答を 5 月 17 日までにお願ひしたいと考えていますのでよろしくお願ひ致します。

また、河川法第 16 条の 2 におきましては、都道府県知事が意見を述べようとする場合には、あらかじめ、関係市町村長のご意見を聴いて頂くこととなっておりますので、大分県知事様から関係市町村長様宛にご意見を聴いたうえで回答頂くこととなっておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

なお、本日の検討の場終了後におきましては、検討の場の構成員の大分県様、及びオブザーバーでご出席頂いております大分市水道局様には、意見聴取の依頼文書の方をお渡しさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願ひ致します。

以上で説明を終わります。

司会)

ありがとうございました。

それでは、本日の説明の全体を通じまして、構成員の皆様よりご意見やご質問を受けたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひ致します。

どなたからでも結構でございますが。

特にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にございませんので、以上をもちまして予定した議事を終了させていただきます。

続きまして、4. その他と致しまして今後の予定につきまして、河川計画課長よりご説明致します。

河川計画課長)

それでは、今後の進め方につきまして、再度、「参考資料－ 1」をご覧くださいと思います。

先ほど説明させて頂きましたとおり、赤線で示しております「関係地方公共団体の長」及び「関係利水者」への意見聴取が終わりますと、その結果を踏まえまして、対応方針（原案）を記載しました「検討報告書（原案）」を作成することとなります。

「検討報告書（原案）」作成後には、緑で示しておりますが、検討主体であります九州地方整備局におきまして、検討報告書（原案）に記載しました「大分川ダム建設事業の対応方針（原案）」につきまして、事業評価監視委員会のご意見を聴いた上で、「対応方針（案）」を決定し、その後、国土交通本省へ検討結果の報告を行うこととなります。

今後の進め方は以上でございます。

司会)

ありがとうございました。

それでは只今のご報告をもちまして、本日予定しておりました全ての議事内容につきまして終了いたしたいと思ひます。

それでは、最後に植田河川部長より、一言申し上げたいと思ひます。

河川部長)

本日は、どうもありがとうございました。

いま、河川計画課長の方から説明がありましたように、この本日の会議の後、関係地方公共団体の長、そして関係利水者の方への書面による意見聴取を行いまして、その回答を受けて、九州地方整備局と致しまして、事業評価監視委員会を開催をさせて頂きまして、対応方針(案)を決定し、国土交通本省の方へ送付をすところこういった手続きになります。

いずれに致しましても地元の方々の不安を解消していく、早期に解消するためにも、一日でも早くこの検証作業を終了したいというふうを考えておりますので、引き続きご協力のほどをよろしくお願ひを申し上げまして、御礼に代えさせて頂きたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

河川調査官)

それでは、これで第5回の「検討の場」を終了させていただきます。

どうも、ありがとうございました。